



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*53 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課)..... 1

○ 告示

- 1300 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 1301 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 2
- 1302 生活保護法による指定介護機関の休止 (")..... 2
- 1303 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 3
- 1304 生活保護法による介護機関の指定 (")..... 3
- 1305 生活保護法による施術機関の指定 (")..... 3
- 1306 生活保護法による指定医療機関の変更 (")..... 4
- 1307 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録 (障害福祉課)..... 4
- 1308 " (")..... 4
- 1309 " (")..... 4
- 1310 保安林予定森林 (森林整備課)..... 5
- 1311 道路の区域変更 (道路保全課)..... 5
- 1312 " (")..... 5
- 1313 道路の供用開始 (")..... 6

規 則

和歌山県規則第53号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

別表和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の項中「第13条第1項第3号の2」を「第13条第3号の2」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1300号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年1月4日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成27年11月2日
- 2 名称
特定非営利活動法人那賀有機農業実践グループ
- 3 代表者の氏名
宮本久美子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県紀の川市名手市場591番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、紀の川市で、事業系の残渣など未利用資源の堆肥化を行い、良質な堆肥を使い環境にやさしい農業を実践する。生産された安全な農産物を紀の川市市民に提供することにより、食の大切さや「地産地消」の重要性を広く啓発する事業を行い、紀の川市の環境を保全しながら、市民の健康を守る事に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社楠林箕島電化センター	有田市宮崎町7	株式会社楠林箕島電化センター	有田市宮崎町7	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成27.9.30

和歌山県告示第1302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日

訪問看護ステーション博愛園	御坊市名田町野島1-9	訪問看護ステーション博愛園	御坊市名田町上野17-22-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成27.9.1
---------------	-------------	---------------	-----------------	---------------	----------

和歌山県告示第1303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋医新64-27	しらさぎ台クリニック山内耳鼻咽喉科	橋本市しらさぎ台12-13	平成27.10.21

和歌山県告示第1304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人英正会	紀の川市下井阪八王子447-1	長雄リハビリテーション	紀の川市下井阪八王子447-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成27.6.2
社会福祉法人三養福社会	大阪府門真市桑才294-5	短期入所生活介護田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目31-10	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成27.9.14

和歌山県告示第1305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
岩あ新3-27	村上定幸	KEiROW岩出中央ステーション（あん摩・マッサージ） 岩出市西野148-1 ミムラビル3F	平成27.10.2

和歌山県告示第1306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
伊葉新 13-26	株式会社こうや総合調剤薬局	こうや総合調剤薬局	伊都郡高野町大字高野山636	平成 27.7.1

和歌山県告示第1307号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	実 施 する 特定行為の種別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	登 録 年 月 日
3021000 48	まりつくすホームヘルプサービスセンター打田	紀の川市打田1336-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引	株式会社マリックス	橋本市高野口町伏原1048-1	平成 27.11.1

和歌山県告示第1308号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	実 施 する 特定行為の種別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	登 録 年 月 日
3021000 49	あかり苑中島	和歌山市中島6-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	株式会社あかりホーム	和歌山市砂山南二丁目4-17	平成 27.11.1

和歌山県告示第1309号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
302100050	ヘルパーステーションあかり中島	和歌山市中島6-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	株式会社あかりホーム	和歌山市砂山南二丁目4-17	平成27.11.1

和歌山県告示第1310号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町十九淵字谷奥1116の8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市日方字深原876番1地先から同市大野中字芝崎934番1地先まで	旧	7.05 } 21.22	386.19	
同上	新	17.98 } 21.69	386.19	

和歌山県告示第1312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新田広芝岩出停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市南大池字村前66番1地先から同市南大池字村前72番1地先まで	旧	4.20 } 6.83	84.37	
同上	新	8.10 } 10.47	84.37	

和歌山県告示第1313号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 新田広芝岩出停車場線

供用開始の区間 岩出市南大池字村前66番1地先から同市南大池字村前72番1地先まで

供用開始の期日 平成27年11月13日